

教第62号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則の件  
神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に制定する。

平成30年12月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則  
神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第  
9号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

|                     |     |   |
|---------------------|-----|---|
| 多聞東<br>(学が丘 1 を加える) | 多聞東 | 学が丘 2 ～ 5   |
|                     | 小束山 | 学が丘 6 ・ 7 , 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小束山, 小束山本町, 小束台, 小束山手 |

を

|                     |     |   |
|---------------------|-----|---|
| 多聞東<br>(学が丘 1 を加える) | 多聞東 | 学が丘 2 ～ 5   |
|                     | 小束山 | 学が丘 6 ・ 7 , 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小束山, 小束山本町, 小束台, 小束山手, 小束台東 |

に

|    |     |   |
|----|-----|---|
| 有馬 | 有馬  | 有馬町, [西宮市] 山口町香花園                       |
|    | 有野台 | 有野台 1 ・ 2 ・ 6 (南部) ・ 7 ～ 9 , 東有野台 1 ～ 5 |
|    | 有野東 | 有野台 3 ～ 5 ・ 6 (南部を除く。)                  |

を

|    |      |                        |
|----|------|------------------------|
| 有馬 | 有馬   | 有馬町, [西宮市] 山口町香花園      |
|    | ありの台 | 有野台 1 ～ 9 , 東有野台 1 ～ 5 |

に

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 駒ケ林 | 駒ケ林 | 腕塚町 5～10, 久保町 5～10, 二葉町 5～10, 野田町 5～9, 海運町 5～8, 本庄町 5～8, 長楽町 5～7, 浪松町 5・6, 駒ケ林 1～6, 駒ケ林南町  |
| 太田  | だいち | 大池町 1～5, 千歳町 1～4, 常盤町 1～4, 平田町 1(1番)・2(1・2番)・3(1～3番)・4(1番)・5(山陽電鉄以南), 大黒町 1～5, 戎町 1～5, 寺田町 1～3, 大田町 1～6<br>〔長田区〕日吉町 1～6, 若松町 5～11, 大橋町 5～10, 海運町 2～4, 本庄町 2～4, 長楽町 2～4, 浪松町 2～4, 野田町 4, 戸崎通 3, 西代通 4, 御屋敷通 6 |

を

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 駒ケ林 | 駒ケ林 | 腕塚町 5～10, 久保町 5～10, 二葉町 5～10, 野田町 4～9, 海運町 2～8, 本庄町 2～8, 長楽町 2～7, 浪松町 2～6, 駒ケ林 1～6, 駒ケ林南町, 日吉町 1～6, 若松町 5～11, 大橋町 5～10               |
| 太田  | だいち | 大池町 1～5, 千歳町 1～4, 常盤町 1～4, 平田町 1(1番)・2(1・2番)・3(1～3番)・4(1番)・5(山陽電鉄以南), 大黒町 1～5, 戎町 1～5, 寺田町 1～3, 大田町 1～6<br>〔長田区〕戸崎通 3, 西代通 4, 御屋敷通 6 |

に

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 葺合  | 雲中  | 熊内橋通 1～7，旗塚通 3～7，熊内町 1～9，上筒井通 6・7，野崎通 5～7，籠池通 6・7，生田町 1(4番)，葺合町(キイキ谷，ヒジリ谷を除く。)，中島通 5，中尾町                                    |
|     | 春日野 | 東雲通 1・2，若菜通 1・2，旗塚通 1・2，神若通 1・2，国香通 1・2，宮本通 6・7，坂口通 6・7，大日通 6・7，割塚通 6・7，脇浜町 3(4～6番)，筒井町 1～3，八雲通 1，日暮通 1，吾妻通 1，北本町通 1，南本町通 1 |
| 筒井台 | 上筒井 | 上筒井通 1～5，野崎通 1～4，籠池通 1～5，中島通 1～4，神仙寺通 1～4，葺合町(キイキ谷，ヒジリ谷)<br>〔灘区〕青谷町 1～4，城の下通 3(1番 14～19号・2番 15～23号・3～7番・8番 48～54号)          |
|     | 宮本  | 坂口通 1～5，宮本通 1～5，大日通 1～5，割塚通 1～5，脇浜町 1・2・3(1～3・7番)   |
| 渚   | なぎさ | 脇浜海岸通，〔灘区〕摩耶海岸通   |

を

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 葺合  | 雲中  | 熊内橋通 1～7，旗塚通 3～7，熊内町 1～9，上筒井通 6・7，野崎通 5～7，籠池通 6・7，生田町 1(4番)，葺合町(キイキ谷，ヒジリ谷を除く。)，中島通 5，中尾町                                    |
|     | 春日野 | 東雲通 1・2，若菜通 1・2，旗塚通 1・2，神若通 1・2，国香通 1・2，宮本通 6・7，坂口通 6・7，大日通 6・7，割塚通 6・7，脇浜町 3(5・6番)，筒井町 1～3，八雲通 1，日暮通 1，吾妻通 1，北本町通 1，南本町通 1 |
| 筒井台 | 上筒井 | 上筒井通 1～5，野崎通 1～4，籠池通 1～5，中島通 1～4，神仙寺通 1～4，葺合町(キイキ谷，ヒジリ谷)<br>〔灘区〕青谷町 1～4，城の下通 3(1番 14～19号・2番 15～23号・3～7番・8番 48～54号)          |
|     | 宮本  | 坂口通 1～5，宮本通 1～5，大日通 1～5，割塚通 1～5，脇浜町 1(1～3番を除く。)   |
| 渚   | なぎさ | 脇浜海岸通，脇浜町 1(1～3番)・2・3(1～4・7番)，〔灘区〕摩耶海岸通   |

改める。に

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、有野台小学校、有野東小学校及びありの台小学校に係る規定については、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、駒ケ林中学校、駒ケ林小学校、太田中学校及びだいち小学校に係る規定並びに、葺合中学校、春日野小学校、筒井台中学校、宮本小学校、渚中学校及びなぎさ小学校に係る規定については、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成 32 年 3 月 31 日現在において、大橋町 5～10 丁目、海運町 2～4 丁目、長楽町 2～4 丁目、浪松町 2～4 丁目、野田町 4 丁目、日吉町 1～6 丁目、本庄町 2～4 丁目、若松町 5～11 丁目に住所を有し、だいち小学校を卒業する者、脇浜町 3 丁目 4 番に住所を有し、春日野小学校を卒業する者及び脇浜町 1 丁目 1～3 番、2 丁目、3 丁目 1～3・7 番に住所を有し、宮本小学校を卒業する者に係る中学校の校区は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 理 由

町名変更、小学校の廃止及び設置、並びに校区の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 ぬきがき

(　　は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第3条関係)

| 学 校 名                 |       | 校 区   |
|-----------------------|-------|---|
| 中学校                   | 小 学 校 |   |
| 多聞東<br>(学が丘1<br>を加える) | 略     | 略   |
|                       | 小東山   | 学が丘6・7, 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小東山, 小東山本町, 小東台, 小東山手 |

|  |  | , 小東台東 |
|--|--|--------|

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第3条関係)

| 学 校 名 |       | 校 区                          |
|-------|-------|------------------------------|
| 中学校   | 小 学 校 |                              |
| 有馬    | 略     | 略                            |
|       | 有野台   | 有野台1・2・6(南部)・7～9,<br>東有野台1～5 |
|       | 有野東   | 有野台3～5・6(南部を除く。)             |
|       | _____ | _____                        |

|  | _____ | _____           |
|--|-------|-----------------|
|  | _____ | _____           |
|  | ありの台  | 有野台1～9, 東有野台1～5 |

別表第1 (第3条関係)

| 学 校 名 |       | 校 区   |
|-------|-------|---|
| 中学校   | 小 学 校 |   |
| 駒ケ林   | 駒ケ林   | 腕塚町5～10, 久保町5～10, 二葉町5～10, 野田町5～9, 海運町5～8, 本庄町5～8, 長楽町5～7, 浪松町5・6, 駒ケ林1～6, 駒ケ林南町  |
| 太田    | だいち   | 大池町1～5, 千歳町1～4, 常盤町1～4, 平田町1(1番)・2(1・2番)・3(1～3番)・4(1番)・5(山陽電鉄以南), 大黒町1～5, 戎町1～5, 寺田町1～3, 大田町1～6<br>〔長田区〕日吉町1～6, 若松町5～11, 大橋町5～10, 海運町2～4, 本庄町2～4, 長楽町2～4, 浪松町2～4, 野田町4, 戸崎通3, 西代通4, 御屋敷通6 |

|  |  | 野田町4～9, 海運町2～8, 本庄町2～8, 長楽町2～7, 浪松町2～6, 日吉町1～6, 若松町5～11, 大橋町5～10 |
|--|--|--|
|  |  |  |

別表第1 (第3条関係)

| 学 校 名 |       | 校 区  |
|-------|-------|--|
| 中学校   | 小 学 校 |  |
| 葺合    | 略     | 略  |
|       | 春日野   | 東雲通1・2, 若菜通1・2, 旗塚通1・2, 神若通1・2, 国香通1・2, 宮本通6・7, 坂口通6・7, 大日通6・7, 割塚通6・7, 脇浜町3(4～6番), 筒井町1～3, 八雲通1, 日暮通1, 吾妻通1, 北本町通1, 南本町通1 |
| 筒井台   | 略     | 略  |
|       | 宮本    | 坂口通1～5, 宮本通1～5, 大日通1～5, 割塚通1～5, 脇浜町1・2・3(1～3・7番)   |
| 渚     | なぎさ   | 脇浜海岸通, 〔灘区〕摩耶海岸通   |

|  |  | 脇浜町3(5・6番),             |
|--|--|-------------------------|
|  |  | 脇浜町1(1～3番を除く)           |
|  |  | 脇浜町1(1～3番)・2・3(1～4・7番), |

## 〔参考〕規則改正の概要

### 1. 町名変更に伴う校区表の記載内容の修正

- ・現行の校区表の「小東山小学校」の校区の記載内容に、「小東台東」を追加する。

〔理由〕

- ・平成30年10月5日に、垂水区多聞町字小東山の一部について、「垂水区小東台東」に町名変更されたため。

### 2. 小学校の統合による校区表の記載内容の修正

- ・現行の校区表の「有野台小学校」および「有野東小学校」の両校区全域を新設校である「ありの台小学校」の校区とする。

〔理由〕

- ・「有野台小学校」および「有野東小学校」の統合に伴い、統合後の校区設定として、両校区をそのまま「ありの台小学校」の校区とするため。

### 3. 一部地域の校区変更による校区表の記載内容の修正

【だいち小・太田中学校区の変更について】

- ・現行の校区表の「だいち小学校」及び「太田中学校」校区のうち、日吉町1～6丁目、若松町5～11丁目、大橋町5～10丁目、海運町2～4丁目、本庄町2～4丁目、長楽町2～4丁目、浪松町2～4丁目、野田町4丁目を「駒ケ林小学校」及び「駒ケ林中学校」の校区とする。

【春日野小・葺合中学校並びに、宮本小・筒井台中学校区の変更について】

- ・現行の校区表の「春日野小学校」及び「葺合中学校」校区のうち、脇浜町3丁目4番、並びに「宮本小学校」及び「筒井台中学校」校区のうち、脇浜町1丁目1～3番・2丁目・3丁目1～3番・7番を「なぎさ小学校」及び「渚中学校」の校区とする。

### 4. 附則〔経過措置〕について

- ①平成32年3月31日現在において、校区変更対象地域に住所を有し、「だいち小学校」を卒業する者については「太田中学校」に就学できることとする。
- ②平成32年3月31日現在において、校区変更対象地域に住所を有し、「春日野小学校」を卒業する者については「葺合中学校」に就学できることとする。
- ③平成32年3月31日現在において、校区変更対象地域に住所を有し、「宮本小学校」を卒業する者については「筒井台中学校」に就学できることとする。